抄

(第十二条関係 (平成十九年四月一日施行)) 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)

(通知)	届け出なければならない。	(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところに第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(届出)	九章 (略) 社施設(第七十九条) 十八条の十二)	第三章の二、雛婚等をした場合でおける持列(第七十八条の二、第七第一章~第三章 (略)目次	改正後
(通知)	する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。	(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令の定めるところに第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(届出)	附則 第五章~第九章 (略) 第四章 福祉施設(第七十九条)	第一章~第三章 (略)目次	改正前

(傍線部分は改正部分)

当該事業主に通知しなければならない。
「による標準報酬の改定又は決定を除く。」を行つたときは、その旨を準報酬の決定若しくは改定(第七十八条の六第一項及び第二項の規定第二十九条(社会保険庁長官は、第八条第一項の規定による確認又は標第二十九条(社会保険庁長官は、第八条第一項、第十条第一項若しくは

2~5 (略)

併給の調整)

第三十八条 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付、 ることができる場合における当該遺族厚生年金についても、 同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。 年金各法による年金たる給付(退職共済年金及び当該遺族厚生年金と 年金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支 老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付(者が他の年金たる保険給付(遺族厚生年金を除く。)、国民年金法に 法 (国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をい に基づいて支給される障害基礎年金を除く。) 又は他の被用者年金各 国民年金法による年金たる給付(当該障害厚生年金と同一の支給事由 給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。)又は他の被用者 老齢厚生年金を除く。)、国民年金法による年金たる給付 (老齢基礎 及び遺族共済年金を除く。)を受けることができる場合における当該 除く。) 又は他の被用者年金各法による年金たる給付(退職共済年金 よる年金たる給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を できるときは、その間、その支給を停止する。老齢厚生年金の受給権 給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。)を受けることが 以下同じ。) による年金たる給付 (当該障害厚生年金と同一の支 同様とす) を受け

2~5 (略)

(併給の調整)

第三十八条 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付、 事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。)又は他の被用者年 他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齢基礎年 できる場合における当該老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給権者が 金各法による年金たる給付(退職共済年金を除く。)を受けることが 礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。) 又は他の被用者年 者が他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付(老齢基 できるときは、その間、その支給を停止する。 老齢厚生年金の受給権 給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。)を受けることが う。以下同じ。) による年金たる給付 (当該障害厚生年金と同一の支 法(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をい 国民年金法による年金たる給付(当該障害厚生年金と同一の支給事由 における当該遺族厚生年金についても、 づいて支給される遺族共済年金を除く。) を受けることができる場合 金各法による年金たる給付(当該遺族厚生年金と同 金及び付加年金、障害基礎年金並びに当該遺族厚生年金と同一の支給 に基づいて支給される障害基礎年金を除く。) 又は他の被用者年金各 同様とする 一の支給事由に基

ಕ್ಕ

2~4 (略)

(受給権者の申出による支給停止)

2~4 (略)

第三十八条の二 止が解除されているときは、この限りでない。 でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停 付について、 年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給 額の二分の一に相当する額に同項に規定する加給年金額を加算した額 生年金にあつては、その額から同項に規定する加給年金額を控除した 二分の一 (第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齢厚 その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額) の規定にかかわらず、 老齢厚生年金に係る同条第二項の申請を行わないときは、 者に対するものに限る。)の受給権を有するものに限る。)は、当該 する遺族厚生年金又は他の被用者年金各法による遺族共済年金(配偶 支給の停止が解除されているものを除く。 よりその額の一部の支給が停止されている老齢厚生年金にあつては、 れた老齢厚生年金 (同条第二項本文又は同条第三項の規定によりその)に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。 その者に係る前条第一項に規定する他の年金たる保険給付、国民 同条第二項本文若しくは同条第三項又は他の法令の規定 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとさ その額(第四十六条第一項及び第四項の規定に の受給権者 (配偶者に対 同条第一項

るものの一部の支給の停止の解除を申請した者については、前条第二のにより他の被用者年金各法による退職共済年金であつて政令で定めた者又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるも 前項の規定により老齢厚生年金の一部の支給の停止の解除を申請し

3 第一 項の申出は、 いつでも、 将来に向かつて撤回することができる

4 政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されてい 項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、

ないものとみなす。

5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に関

し必要な事項は、政令で定める。

(年金額

第四十三条 同じ。) の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗 項並びに附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下 賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各 報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準 号に定める率 (以下「再評価率」という。) を乗じて得た額の総額を 当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第百三十二条第二 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準

2 . 3 (略)

じて得た額とする。

(加給年金額)

2 . 3 第四十四条 (略) (略)

4 配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項 第一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、

> 項の規定は、 適用しない。

3 の額の三分の二に相当する部分の支給の停止の解除を申請すること 前項に規定する者は、 遺族厚生年金(配偶者に対するものに限る。

ができる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、 第一項及び前項の場合に準用する

第四十三条 た額とする。 項並びに附則第十七条の四及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。 号に定める率 (以下「再評価率」という。) を乗じて得た額の総額を 賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各 報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準)の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得 当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第百三十二条第二 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準

2 (略)

第四十四条 (加給年金額 (略)

2 . 3 (略)

4 配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項 第 一項の規定によりその額が加算された老齢厚生年金については、

の額を改定する。のとし、次の各号のいずれかに該当するに至つた月の翌月から、年金の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないも

一・二 (略)

三 配偶者が、離婚又は婚姻の取消しをしたとき。

四~十(略)

5 (略)

(支給の繰下げ)

第四十四条の三 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権 金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。 る給付(老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。 国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年 給付(退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。 を取得したときに、他の年金たる保険給付、国民年金法による年金た 出をすることができる。 かつたものは、 を取得した日から起算して一年を経過した日(以下この条において「 た日から一年を経過した日までの間において他の年金たる保険給付、 この条において同じ。 の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得し 年を経過した日」という。)前に当該老齢厚生年金を請求していな 社会保険庁長官に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申)若しくは他の被用者年金各法による年金たる ただし、 その者が当該老齢厚生年金の受給権

2

の項において「他の年金たる給付」という。

の受給権者となつた者

他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日(以下この項にお

金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付(以下こ

年を経過した日後に他の年金たる保険給付、

国民年金法による年

のとし、次の各号のいずれかに該当するに至つた月の翌月から、年金の規定にかかわらず、その者に係る同項の加給年金額を加算しないも

一・二 (略)

の額を改定する。

三配偶者が、離婚をしたとき。

四~十 (略)

5 (略)

前項の申出があつたものとみなす。、、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、いて「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときはいて「受給権者となつた日」という。)以後前項の申出をしたときは

- のとする。 第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から始めるも3 第一項の申出をした者に対する老齢厚生年金の支給は、第三十六条
- した額とする。 した額とする。 した額とする。 した額とする。 した額とする。 した額とするものとされた額を勘案して政令で定める額を加算 が保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算 した額に、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月まで した額とする。 した額とする。

(支給停止)

賞与額及び標準賞与額に相当する額の総額を十二で除して得た額とをる日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日若しくはこれに相当するものとして政令で定める日又は七十歳以上の下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の使用される者(前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所である日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額及び標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額(以下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の時間の標準賞与額の総額を十二で除して政令で定める日又は七十歳以上の下「総報酬月額相当額」といい、七十歳以上の時間の標準で定める日本に関する額の総額を十二で除して得た額とをの者に関する目が属する者に限る。)である日本に関する額の総額を十二で除して得た額とをおいて、その者の標準報酬月額に相当する額とその月以前の一年間の標準は、その者の標準報酬月額に相当する額との月以前の一年間の標準は、その者の標準は、これに関する額とその月以前の一年間の標準は、その者の、というに関する額とその月以前の一年間の標準は、その者の書が、というに関する額とその月以前の一年間の標準は、その者の書が、というに関する額とその月以前の一年間の標準は、その者の書が、というに関する額と表に関する。

(支給停止

額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額(以下この項においる日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日知ら引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。)である日第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属す第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属す第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者(前月以前の月に属す

める。 場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定する額及び標準賞与額に相当する額を算定する場合に準用する。この字。第二十条から第二十五条までの規定は、前項の標準報酬月額に相当

3

2

の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。 い下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支門未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする五千円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に第二項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円とする。

5 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であ

4

(略)

厚生年金の全部の支給を停止するものとする。 ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢て「支給停止基準額」という。) に相当する部分の支給を停止する。

四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。
四月以後の支給停止調整額の、
四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。
は下この項において同じ。)が四十八万円(この項の規定による支給未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。
未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。
二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額(その額に五二号に掲げる率を乗じて得た額をはいり上げる。

3 (略)

4

被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であ

(支給停止)

6 | 7 |

(略)

第五十四条 (略)

2 (略)

一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。 第四十六条第七項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第

(年金額)

基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号し、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金と同一の支給事由には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただ界六十条 遺族厚生年金 (次項の規定が適用される場合を除く。)の額

つた期間である者に支給する老齢厚生年金の額に満たないときは、いる解写生年金の額」とあるのは「を除く。以下この項において「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「加給年金額」という。)を除く。以下この項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「加給年金額を除く。)以上」と、「全部」とあるのは「全部」という」と、「加給年金額厚生年金の額」という」と、「加給年金額厚生年金の額」という」と、「加給年金額厚生年金の額」という」と、「加給年金額厚生年金の額」という」と、「加給年金額厚生年金の額に満たないときは、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、本齢厚生年金の額に満たないときは、本齢厚生年金の額に満たないときは、本齢厚生年金の額に満たないときは、がおりますが、大きのでは、第一項の規定の過程を表面を表面である。

5-6 (略)

第五十四条 (略)

2 (略)

一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。 第四十六条第六項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第

(年金額)

給される遺族厚生年金については、その額の計算の基礎となる被保険八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支算した額の四分の三に相当する額とする。この場合において、第五十第六十条 遺族厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定の例により計

に定める額とする。

- 算した額とする。 第五十九条第一項に規定する遺族(次号に掲げる遺族を除く。) 第五十九条第一項に規定する遺族(次号に掲げる遺族を除く。) 第五十九条第一項に規定する遺族(次号に掲げる遺族を除く。)
- 「「お額を合算した額のうちいずれか多い額」という。)のいずれかの受給権を有する配偶者が遺族厚生年金等」という。)のいずれかの受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の(以下この条、次条及び第六十四条の三において「老齢厚生年金ののの」第五十九条第一項に規定する遺族のうち、老齢厚生年金その他の
- 1 前号に定める額に三分の二を乗じて得た額
- じて得た額 。以下同じ。)から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗者齢厚生年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とするを齢厚生年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とするがいりでは、これらの規定で同項の規定に相当第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当りは、当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の額の合計額(
- 限る。)が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるいる者であつて老齢厚生年金等のいずれかの受給権を有する配偶者にされる遺族厚生年金であり、かつ、その受給権者(六十五歳に達して)遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することにより支給

者期間の月数が三百に満たないときは、これを三百とする。

る。
つ)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする場合に限る

- した額(以下この項において「合算遺族給付額」という。)法の規定であつて政令で定めるものの例により計算した額を合算が前項第一号の規定の例により計算した額に、他の被用者年金各
- 得た額及び政令で定める額を合算した額額の合計額から政令で定める額を控除した額に二分の一を乗じて乗じて得た額、当該遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金等の一一合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に三分の二を
- | る額に口に掲げる比率を乗じて得た額 | 前号イに掲げる額が同号口に掲げる額に満たないとき | イに掲げ
- 1 前号口に掲げる額から政令で定める額を控除した額
- 第一号に定める額の比率 | 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項
- がないものとして計算した老齢厚生年金の額とし、」とする。 者に支給する遺族厚生年金については、第一項第二号ロ中「老齢厚生 全部の額の合計額(」とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額 (当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる期間が厚生年金基金の加入員であつた配偶)
- | 一号の規定にかかわらず、受給権者ごとに同号の規定により算定したが二人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、第一項第4 配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者
- らず、同項の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とが二人以上であるときは、遺族厚生年金の額は、前項の規定にかかわ配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者

2

2 第六十一条 5 額を受給権者の数で除して得た額とする。 な事項は、政令で定める。 前各項に定めるもののほか、 (略) 遺族厚生年金の額の計算について必要 する。 (略)

前条第一項第一号の規定によりその額が計算される遺族厚生年金

配偶者に対するものに限る。 合算した額が同項第一号に定める額を上回るとき、又は同条第二項第 かの受給権を取得した日において、)の受給権者が老齢厚生年金等のいずれ 同項第二号イ及び口に掲げる額を

第一項第二号イ及び口に掲げる額を合算した額又は同条第二項第二号 に定める額に、当該老齢厚生年金等の受給権を取得した日の属する月

号口に掲げる額が同号イに掲げる額を上回るときは、それぞれ同条

3 四十三条第三項又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令 遺族厚生年金は、その額の算定の基礎となる老齢厚生年金等の額が第 の翌月から、 前条第一項第二号又は同条第二項の規定によりその額が計算される 年金の額を改定する。

定された月から当該遺族厚生年金の額を改定する。 ただし、前条第一 で定めるものにより改定されたときは、 当該老齢厚生年金等の額が改

項第一号又は同条第二項第一号イの規定により計算される額が、 ぞれ当該改定後の老齢厚生年金等の額を基礎として算定した同条第一 それ

項第二号イ及び口に掲げる額を合算した額又は同条第二項第一号口の 額以上であるときは、 この限りでない。

第六十二条 間の月数が二百四十未満であるものを除く。) の受給権者である妻で より支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期 遺族厚生年金 (第五十八条第一項第四号に該当することに

第六十二条 間の月数が二百四十未満であるものを除く。) の受給権者である妻で より支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することに

生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算する。 (当該被保険者又は被保険者であいますの)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるものを除て、)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるものを除る。)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるものを除る。)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるものを除る。)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるものを除る。)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるものを除る。)と生計を同じくしていたものが六十五歳未満であるときは、第二十八条第一項第一項第一号の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に該当するものを除る。)を加算する。

2 (略)

(失権)

に該当するに至つたときは、消滅する。第六十三条 遺族厚生年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれか

一~四 (略)

五 次のイ又は口に掲げる区分に応じ、当該イ又は口に定める日から

起算して五年を経過したとき。

する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき、当該遺族民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が三十歳に到達口、遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国

が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算するの端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を除く。)と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満であるときは、第六十条の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、第六十条の遺族厚生年金の額に同法第三十九者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当するの以は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつたものフは三十五歳に達した当時三十五歳以上六十五歳未満であつたものでであるは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算するの端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算するの端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算するの端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算するの端数が生じたときは、これを百円に切り捨て、五十円以上百円未満の端数の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上下十五歳以上六十五歳未満であつたもの。

2 (略)

(失権)

に該当するに至つたときは、消滅する。第六十三条 遺族厚生年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれか

一~四 (略)

基礎年金の受給権が消滅した日

2・3 (略)

権を有するときは、当該老齢厚生年金等の額の合計額から政令で定めものに限る。)は、その受給権者が老齢厚生年金等のいずれかの受給第六十四条の三 遺族厚生年金(その受給権者が六十五歳に達している

る額を控除した額に相当する部分の支給を停止する。

(支給停止)

規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。が第三十八条の二第一項若しくは第二項、次項本文又は次条第一項の有する期間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族厚生年金第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を

2・3 (略)

第六十八条 (略)

2 (略)

用する。この場合において、同条第一項中「増減を生じた月」とある給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準3.第六十一条第一項の規定は、第一項の規定により遺族厚生年金の支

(支給停止)

は、この限りでない。
が次項本文又は次条第一項の規定によりその支給を停止されている間有する期間、その支給を停止する。ただし、妻に対する遺族厚生年金第六十六条 子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を

2・3 (略)

第六十八条 (略)

2 (略)

。この場合において、同祭中「増減を生じた月」とあるのは、「支給止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する3 第六十一条の規定は、第一項の規定により遺族厚生年金の支給が停

2・3 (略)

るものとする。のは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替え

(情報の提供)

を行うものとする。
| 庁長官に対し、この節に規定する保険給付に関して必要な情報の提供第七十条 国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等は、社会保険 |

第七十一条及び第七十二条 削除

第三章の二 離婚等をした場合における特例

(離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例)

第七十八条の二 同じ。 う。 項第二号の規定により標準報酬が改定され、又は決定されるものをい 準報酬が改定されるものをいう。以下同じ。 定者(以下これらの者を「当事者」という。)の標準報酬をいう。以 対象期間(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。以下 れかに該当するときは、 合を除く。)、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう 上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、 つて、第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標 号改定者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二 以下この章において同じ。 以下同じ。) に係る被保険者期間の標準報酬 (第一号改定者及び第二号改 第一号改定者 (被保険者又は被保険者であつた者であ ر ن 離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実 社会保険庁長官に対し、)をした場合であつて、) 又は第二号改定者 (第 当該事情が解消した場 当該離婚等について 次の各号のいず

が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする

第七十条から第七十二条まで 削除

労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の厚生下この章において同じ。)の改定又は決定を請求することができる。

- 。 準報酬総額の割合をいう。以下同じ。)について合意しているとき対象期間標準報酬総額の合計額に対する第二号改定者の対象期間標対象期間標準報酬の改定又は決定後の当事者の次条第一項に規定する。 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべ
- 。| 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき| 次項の規定により家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき
- すべき按分割合を定めることができる。 対に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料の一方の申立てにより、家庭裁判所は、当該対象期間における保険料のでに対する当事者の合意のためのででは、という。)について、同項第一号の当事者の合意のためのでできないときは、当事者の方ができる。

(請求すべき按分割合)

和ばならない。 同い下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。)内で定められなけ 標準賞与額に当事者を受給権者とみなして対象期間の未日において適 標準賞与額に当事者を受給権者とみなして対象期間の未日において適 開される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。以下同じ。)の合計 の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額が当該 可以下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。以下同じ。)の合計 の合計 ではならない。 一以下の範囲(以下「按分割合の範囲」という。以下同じ。)の合計 では、従前標準報酬月額が当該 では、従前標準報酬月額が当該 のは、当事者それぞれの対象期間標 のは、当事者それぞれの対象期間標 のは、当事者それぞれの対象期間標

全の範囲とすることができる。 一次条第一項の規定により接分割合の範囲を、同項の按分割 一次条第一項の規定により裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官が 一年を超えない場合その他の厚生労働省令 で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にか で定める場合における標準報酬改定請求については、前項の規定にか かわらず、当該情報の提供を受けた投分割合の範囲を、同項の按分割 ので定める場合における標準報酬改定請求について情報の提供(第七 で定める場合における標準報酬改定請求について情報の提供(第七 で定める場合における標準報酬改定請求について情報の提供(第七 を対象期間の末日前であつて で定める場合における標準報酬改定請求について情報の提供(第七 を対象期間の末日前であって で定める場合における標準報酬改定請求について情報の提供(第七 を対象期間の表別であるときは、その最後のもの。 で定める場合における標準報酬改定請求について情報の提供(第七 を対象期間の表別であるときは、その最後のもの。

(当事者等への情報の提供等)

合においては、この限りでない。 学働省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要労働省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要労働省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要第七十八条の四 当事者又はその一方は、社会保険庁長官に対し、厚生

2

前項の情報は、

対象期間標準報酬総額、

按分割合の範囲、これらの

|| 項の請求があつた日を対象期間の末日とみなして算定したものとする|| 項の請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同|| 請求があつた日において対象期間の末日が到来していないときは、同算の|| 算定の基礎となる期間その他厚生労働省令で定めるものとし、同項の

分を行うために必要な資料を提供しなければならない。
「託裁判官に対し、その求めに応じて、標準報酬の按分割合に関する処第七十八条の五」社会保険庁長官は、裁判所又は受命裁判官若しくは受

(標準報酬の改定又は決定)

- 乗じて得た額ところにより算定した率をいう。以下同じ。)を控除して得た率をみなされた月にあつては、従前標準報酬月額。次号において同じ。のようにより同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額と
- | 定割合を乗じて得た額を加えて得た額|| 月にあつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準報酬月額に改二|| 第二号改定者|| 改定前の標準報酬月額 (標準報酬月額を有しない
- とに、当事者の標準賞与額をそれぞれ次の各号に定める額に改定し、号改定者が標準賞与額を有する対象期間に係る被保険者期間の各月ご2 社会保険庁長官は、標準報酬改定請求があつた場合において、第一

又は決定することができる。

- 得た率を乗じて得た額 第一号改定者 改定前の標準賞与額に一から改定割合を控除して
- を乗じて得た額を加えて得た額 あつては、零)に、第一号改定者の改定前の標準賞与額に改定割合 第二号改定者 改定前の標準賞与額 (標準賞与額を有しない月に
- 3 号改定者の被保険者期間であつたものとみなす。 間であつて第二号改定者の被保険者期間でない期間については、 前二項の場合において、対象期間のうち第一号改定者の被保険者期 第二
- 4 Ιţ 力を有する。 第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された標準報酬 当該標準報酬改定請求のあつた日から将来に向かつてのみその効

(記録)

第七十八条の七
社会保険庁長官は、第二十八条の原簿に前条第三項の 時みなし被保険者期間」という。)を有する者の氏名、 規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間(以下「離婚 労働省令で定める事項を記録しなければならない。 被保険者期間、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬その他厚生 離婚時みなし

(通知)

第七十八条の八 の規定により標準報酬の改定又は決定を行つたときは、 者に通知しなければならない。 社会保険庁長官は、 第七十八条の六第一項及び第二項 その旨を当事

(省令への委任)

は、厚生労働省令で定める。準報酬改定請求及び標準報酬の改定又は決定の手続に関し必要な事項第七十八条の九(第七十八条の二から前条までに定めるもののほか、標

(老齢厚生年金等の額の改定)

第七十八条の十 老齢厚生年金の受給権者について、第七十八条の六第 報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は決定後の で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は決定後の で定める場合にあつては、政令で定める期間)及び改定又は決定後の 標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該標準 標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該標準 標準報酬の表記でにより標準報酬の改定又は決定が行われたとき 報酬改定請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する

(標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付についてこの法第七十八条の十一 第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準ので、標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例)

替えは、政令で定める。

支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読字句に読み替えるものとするほか、当該保険給付の額の計算及びその字句に読み替えるものとするほか、当該保険給付の額の計算及びそのにおいて、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を

第一項十四条	月数が二百四十一被保険者期間の	定する離婚時みなし被保険者期間(被保険者期間(第七十八条の七に規
	以上	という。) を除く。以下この項にお以下「離婚時みなし被保険者期間」
		いて同じ。) の月数が二百四十以上
第四十六条	の標準賞与額	の標準賞与額(第七十八条の六第二
ĝ - I		とし、同項の規定により決定された。
		標準賞与額を除く。)
第五十八条	被保険者であつ	被保険者であつた者(第四号に該当
第一項	た者が次の	する場合にあつては、離婚時みなし
		被保険者期間を有する者を含む。)
		が次の

(政令への委任)

| ける特例に関し必要な事項は、政令で定める。 | 第七十八条の十二 | この章に定めるもののほか、離婚等をした場合にお

(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収)

(延滞金)

第八十七条 (略)

2~5 (略)

収金は、前各項の規定の適用については、保険料とみなす。6 第四十条の二、第八十五条の二及び第八十五条の三の規定による徴

(資料の提供)

第百条の二 (略)

第百二条 (略)

2 解散した企業年金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五条の二

(延滞金)

第八十七条 (略)

2~5 (略)

規定の適用については、保険料とみなす。 6 第四十条の二及び第八十五条の二の規定による徴収金は、前各項の

(資料の提供)

第百条の二 (略)

第百二条 (略)

| 2 解散した企業年金連合会が、正当な理由がなくて、第八十五条の二

て、第八十五条の三の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定すないとき及び厚生年金基金又は企業年金連合会が、正当な理由がなくの規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付し

(老齢年金給付の基準)

る期限までに納付しないときも、

前項と同様とする。

第百三十一条 (略)

- た月又はその翌月から改定されたときを除く。 三項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得してあつて、その年金の額が当該申出の月の翌月以降に第四十三条第年金の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得したもの二 第四十四条の三第一項の規定による申出をした者で当該老齢厚生

3 (略)

第百三十二条 (略)

支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被2(基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に

ないときも、前項と同様とする。の規定により負担すべき徴収金を督促状に指定する期限までに納付し

(老齢年金給付の基準)

第百三十一条 (略)

2| (略)

第百三十二条 (略)

支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被2(基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に

のでなければならない。 の手がは、 のものでは、 のものではないは、 のものではないは、 のものでは、 のものではないないは、 のものではないないはないないはないないないはないはないはないないないはないはないないないないはないないはないないないな

3 (略)

る。 「第七十八条の六第二項の規定による改定前の標準賞与額」とす 「項の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」とある 「可の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」とある 「可の規定による改定前の標準報酬月額」とあるのは「各月の第七十八条の六第 「可の規定の適用については、 「のは「第七十八条の六第一項及び第二項の規定により第二号改定者の標準

第百三十三条 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付 | 第百三十三条

者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額)と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬額(加入員たる被保険者であつた月にあた期間」という。)の平均標準報酬額(加入員たる被保険者であつた別間」という。)の平均標準報酬額(加入員たる被保険者であつた別間の項及び附則第十七条の四において「加入員たる被保険者であつた別間(以保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以

3 (略)

『百三十三条 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付

、前条第四項に規定する額)を超える部分については、この限りでなの規定による申出をした者に基金が支給する老齢年金給付については金給付の額のうち、前条第二項に規定する額(第四十四条の三第一項は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合をは、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を

ιį

給する老齢年金給付については、前条の規定は適用しない。
いるものに限る。以下この条において同じ。)の受給権者に基金が支られた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されて第百三十三条の二 老齢厚生年金(第四十六条第五項において読み替え

の三第一項において同じ。)が、第四十四条の二第一項の規定の適用
 を第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合(当該老齢厚生年金(第四十四条第一項に規定する加給年金額」という。)又は第四十四条の三第四項に規定する加層額(以下この項及び次項において「繰下げ加算額」という。)が加算額(以下この条において、加給年金額」という。)又は第四十四条の三第四項に規定する加層を開生年金がその全額につき支給を停止されている場合(当該老齢厚齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合(当該老齢厚齢厚生年金がその受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老額

、この限りでない。 金給付の額のうち、前条第二項に規定する額を超える部分については除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該老齢年は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合を

2

給する老齢年金給付については、前条の規定は適用しない。 いるものに限る。以下この条において同じ。) の受給権者に基金が支られた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されて第百三十三条の二 老齢厚生年金 (第四十六条第四項において読み替え

十二条第四項に規定する額)を超える部分については、この限りでなになる申出をした者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十二条第二項に規定する額(第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に基金が支給するを除く。)を除いては、その支にのがの額を除く。次項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生がないものとして計算した老齢厚生年金の額(加給年金額及び繰下げがないものとして計算した老齢厚生年金の額(加給年金額及び繰下げ

ない。

3

3 る老齢年金給付については、次の各号のいずれかに該当する場合には ができる。 る額に相当する部分を除く。) については、その支給を停止すること える部分(第四十四条の三第一項の規定による申出をした者に基金が び繰下げ加算額を除く。) を控除して得た額 (第百六十三条の三第一 く。)を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を基金に加入しな の項において「当該基金の代行部分の額」という。)から、支給停止 加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額 (以下こ 支給する老齢年金給付については、第百三十二条第四項の政令で定め た額 (次項において「支給停止額」という。) を控除して得た額を超 項において「代行部分の総額」という。) で除して得た率を乗じて得 かつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額(加給年金額及 基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額及び繰下げ加算額を除 その額のうち、当該受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の 前項の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権者に基金が支給す

第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であるものを除く。)が第四十六条第五項において読み替えられた同条当該老齢厚生年金 (加給年金額又は繰下げ加算額が加算されてい

百三十二条第二項に規定する額を超える部分については、この限りで停止することができない。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、第の額」という。)に満たない場合を除く。)を除いては、その支給を

りその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基が第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定によ当該老齢厚生年金 (加給年金額が加算されているものを除く。)

の額に満たないとき。 つて、支給停止基準額が基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金

一 当該老齢厚生年金 (加給年金額又は繰下げ加算額が加算されてい るものに限る。) が第四十六条第五項において読み替えられた同条 されているとき。 第一項の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額及び繰下 げ加算額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止

4 (略)

4

(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う老齢年金給付の支給に関する

第百三十三条の三

基金は、

第七十八条の六第一項及び第二項の規定に

権利義務の変更)

準額が基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないと

一 当該老齢厚生年金 (加給年金額が加算されているものに限る。)

る部分の全額につき支給を停止されているとき。 り当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当す が第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定によ

(略)

5 次項」とする。 職支給停止額を控除して得た額の二分の一に相当する額を加えた額 する額」と、 年金給付について第二項及び第三項の規定を適用する場合においては 停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢 いて「在職支給停止額」 第二項中「規定する額」とあるのは「規定する額の二分の一に相当 第三十八条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の 第三項中「額(次項」とあるのは「額(以下この項にお という。 に当該基金の代行部分の額から在

2 を免れるときは、その旨を第一号改定者に通知しなければならない。 基金は、 前項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の一部

限る。)を免れることができる。

より政府が徴収する額に相当する老齢年金給付の支給に関する義務に

の老齢年金給付の支給に関する義務の

一部 (第八十五条の三の規定に

より標準報酬の改定が行われたときは、当該改定に係る第一号改定者

ない。 ことができないときは、同項の通知すべき事項を公告しなければなら3 基金は、第一号改定者の所在が明らかでないため前項の通知をする

(解散基金加入員に係る措置)

第百六十一条 (略)

2

(略)

3 前項の老齢年金給付の額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎と するものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額) とする であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額に、老齢厚生年金の受給権 であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額 (第四十四条のつた被保険者がある第四十二条第二項に規定する額 (第四十四条のするものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した基金の加入員であった被保険者がある第二項に規定する額に、老齢厚生年金の受給権 であつた被保険者であった期間のうち同時に当該解散した基金の加入員であった被保険者がある第二項に規定する額を加算した額 (第四十四条のするものとされた額を勘案して政令で定める額を加算した額) とする が まず は いっと は は いっと は は いっと は

4~8 (略)

(老齢年金給付の支給停止)

する。ただし、当該老齢年金給付のうち、第百六十一条第五項の規定の支給が停止されているときは、その間、その支給を停止するものと第一項後段又は第三十八条の二第一項若しくは第二項の規定によりそ当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金につき第三十八条老齢年金給付」という。)は、第百六十三条の二 連合会が第百六十一条第二項の規定により支給する

(解散基金加入員に係る措置)

第百六十一条 (略)

2 (略)

であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額とする。なつた被保険者であつた期間のうち同時に当該解散した基金の加入員3(前項の老齢年金給付の額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎と

4~8 (略)

(老齢年金給付の支給停止)

第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分についての支給を停止するものとする。ただし、当該老齢年金給付のうち、当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金につき第三十八条当該解散基金加入員が受給権を有する老齢厚生年金につき第三十八条第百六十三条の二 連合会が第百六十一条第二項の規定により支給する

第四項に規定する加算額(以下この項において「繰下げ加算額」といく、「以下この項において「加給年金額」という。)又は第四十四条の三く額又は当該老齢厚生年金(第四十四条第一項に規定する加給年金額の付の受給権を有する者である場合であつて、第四十六条第五項にお第百六十三条の三、老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金

金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の金に係る代行部分の調及び同条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」といる部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」といる語及び標下げ加算額を除く。)を控除して得た率を乗じて得た額(加給年金額及び繰下げ加算額を除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止さげ加算額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止さげ。)が加算されているものに限る。)の額から加給年金額及び繰下

2 (略

全部)の支給を停止する

ては、この限りでない。

その額の二分の一に相当する部分の支給を停止」とする。
「適用する場合においては、同項中「その支給を停止」とあるのは、「停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者について前項の規定を列三十八条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の

第百六十三条の三 いう。) に相当する部分 (その額が解散基金に係る代行部分の額以上 総額で除して得た率を乗じて得た額 (次項において「支給停止額」と く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の ついて、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額 (加給年金額を除 除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」という。)に 全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給 のに限る。) の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の 全額又は当該老齢厚生年金 (第四十四条第一項に規定する加給年金額 給付の受給権を有する者である場合であつて、 であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。 付(第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を いて読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその (以下この項において「加給年金額」という。) が加算されているも 老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金 第四十六条第四項にお

3 2 第 (略)

停止が解除されている老齢厚生年金の受給権者について第一項の規定。第三十八条の二第一項の規定による申請に基づきその一部の支給の

権利義務の変更)(第一号改定者の標準報酬の改定に伴う老齢年金給付の支給に関する

第百六十三条の四 連合会は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定 第百六十三条の四 連合会は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定に 第百六十三条の四 連合会は、第七十八条の六第一項及び第二項の規定に

(政令への委任)

金基金又は企業年金連合会に関するものは、政令で定める。規定する離婚等をした場合における特例に関し必要な事項で、厚生年第百八十条の二。この章に定めるもののほか、第七十八条の二第一項に

その役員を五十万円以下の過料に処する。第百八十六条 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、

その役員を五十万円以下の過料に処する。第百八十六条 基金又は連合会が、次の各号の一に該当する場合には、

一 (略)

は第百六十一条第七項の規定に違反して、通知をしないとき。する場合を含む。)、第百六十条第六項、第百六十条の二第五項又二 第百三十三条の三第二項(第百六十三条の四第二項において準用

違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。 及び第百六十一条第八項において準用する場合を含む。)の規定にする場合を含む。)又は第百六十条第七項(第百六十条の二第六項ニ 第百三十三条の三第三項(第百六十三条の四第二項において準用ニ

四 (略)

附則

(事業主の届出に関する経過措置)

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整

第七条の四 (略)

年金については、適用しない。 に該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生れかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれか2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいず

(略)

一 (略)

項の規定に違反して、通知をしないとき。二(第百六十条第六項、第百六十条の二第五項又は第百六十一条第七

、又は虚偽の公告をしたとき。項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、公告を怠り、第百六十条第七項(第百六十条の二第六項及び第百六十一条第八

Ξ

四 (略)

附 則

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

年金については、適用しない。 に該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生れかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれか2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいず

一 (略)

項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。二 その月の分の老齢厚生年金について、第四十六条第一項及び第五

3~7 (略)

第七条の五 び第五項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止 。) が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇 るときは、 当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項 支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び第五項の規 用継続基本給付金 (以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。)の の六第一項、第四項及び第八項において「被保険者である日」という める日(次項及び第五項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第 格を有する者に限る。) である日又は同条第一項に規定する政令で定 が被保険者 (前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資 者であつて、第四十六条第一項及び第五項の規定の適用を受けるもの する部分の支給を停止する。 た額 (第四項において「在職支給停止調整額」という。) との合計額 の六を乗じて得た額とする。次項において同じ。)に十二を乗じて得 第二号に規定する支給限度額 (以下「支給限度額」という。) を超え 基準額と当該各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額に に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及 定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号 (以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。) に相当 一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二 第十一条の六第一項、 支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権 第二項、第四項及び第八項並びに第十三条 ただし、 調整後の支給停止基準額が老齢

項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。 二 その月の分の老齢厚生年金について、第四十六条第一項及び第四

3~7 (略)

第七条の五 。)が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇 する部分の支給を停止する。 の六を乗じて得た額とする。 るときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分 当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項 基準額と当該各号に定める額(その額に六分の十五を乗じて得た額に び第四項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止 支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び第四項の規 用継続基本給付金(以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。 の六第一項、第四項及び第八項において「被保険者である日」という 項、第十一条の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三条 める日(次項及び第五項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第 格を有する者に限る。) である日又は同条第一項に規定する政令で定 が被保険者 (前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資 者であつて、第四十六条第一項及び第四項の規定の適用を受けるもの た額 (第四項において「在職支給停止調整額」という。) との合計額 第二号に規定する支給限度額 (以下「支給限度額」という。) を超え に掲げる場合に応じ、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及| 定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号 (以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。 一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権 次項において同じ。) に十二を乗じて得 ただし、調整後の支給停止基準額が老齢)に相当) の

るものとする。
『生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止す

2~5 (略)

老齢年金給付の特例)(繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する

東大条の六 附則第七条の三第三項」とする。 東七条の六 附則第七条の三第三項」とあるのは「附則第七条の六第一と、第百三十三条中「前条第三項」とあるのは「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則とあるのは「東じて得た額」という。)を除く。」と、「乗じて得た額」とあるのは「か入員であつた期間(当該受給権者がその権利を取とあるのは「第四十三条第三項又は附則とあるのは「第四十三条第三項又は附則関連を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。)」と、「第四十三条第一項第一次の一方のでは、第百三十一条第一項第一次のは「第四十三条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項第一方のでは、第百三十一条第一項を記述している。

み替えられた第百三十二条第二項」とする。 ・一項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部2 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 (第四十六条第五2 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 (第四十六条第五

りその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条3 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 (前条の規定によ

るものとする。厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止す

一・二 (略)

2~5 (略)

老齢年金給付の特例)(繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する

りその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条3 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金 (前条の規定によ

は、第百三十三条の規定は適用しない。 において同じ。) の受給権者に基金が支給する老齢年金給付について

4~6 (略)

2 (略) 第九条の二 (略)

3

二年改正法」という。) 附則第九条第一項の規定によりなおその効力 三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十 三十二条第二項、 とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の 第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」 の規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」と 九条及び第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これら を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の 法等の一部を改正する法律 (平成十二年法律第十八号。以下「平成十 年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、 第一項若しくは第八十三条の二第一項、昭和六十年改正法附則第八十 律第三十四号。 額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百 条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則 あるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時」と、第四十四 該請求があつた当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第 た当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時 (当 条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時 (その権利を取得し 生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第八十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法 前項の規定により老齢厚 国民年金

は、第百三十三条第一項の規定は適用しない。 において同じ。) の受給権者に基金が支給する老齢年金給付について

4~6 (略)

第九条の二 (略)

2 (略)

3

るものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三 正法」という。)附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有す 法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、 第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第 律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第八十二条 三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法 額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百 とあるのは「同号に定める額(以下この条において「報酬比例部分の 第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「 同項に定める額から」 条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則 あるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時」と、第四十四 の規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」と 九条及び第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これら 該請求があつた当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第 条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時 (その権利を取得し 生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、 た当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時 一部を改正する法律 (平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改 一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 前項の規定により老齢厚 国民年金法等の 第四十四 **(当**

法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三 改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正 第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による 定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額)」と読み替えるものと 条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に

4 (略)

第九条の三 (略)

2

規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三 二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは 二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月 は第八十三条の二第一項、 中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第 の規定」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項 の三第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項 あるのは「当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条 数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」と の場合において、第四十四条第一項中「当時 (その権利を取得した当 老齢厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。こ 同号に定める額 (以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二 以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二条第一項若しく 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の 附則第八条の規定による

> 項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、 第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第 の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則 十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前 額)」とあるのは「報酬比例部分の額)」と読み替えるものとする。 「同項に定める

(略

4

第九条の三

(略)

2 時 よりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規 は第八十三条の二、 同号に定める額 (以下この条において「報酬比例部分の額」という。 二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは 中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第 の規定」と、「同条」とあるのは「同項」と、第四十四条の二第一項 の三第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項 あるのは「当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条 数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。)」と 二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当該月 の場合において、第四十四条第一項中「当時 (その権利を取得した当 老齢厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。)から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二 以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十二条第一項若しく 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、附則第八条の規定による 当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号 昭和六十年改正法附則第八十三条第 一項の規定に

条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を という。) 附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十二条第一項表の規定による改正前の昭和 第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和 第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和 方十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十 三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「 第四十三条第一項に定 める額」とあるのは「報酬比例部分の額 」と、「 同項に定める額)」 とあるのは「報酬比例部分の額 」と、「 同項に定める額)」 とあるのは「報酬比例部分の額 」と読み替えるものとする。

3 (略)

4

」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額 規定する額」と、 該月数が二百四十以上となるに至つた当時。 数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当 る老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起 権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定によ と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項中「受給権者がその 項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」 の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過し た当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時 (その権利を取得し 生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四 条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に 算して一月を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三 た当時」と、「 第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条の三第三 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚 「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める 第三項において同じ。

でによる改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正すのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」というでによる改正前の第百三十二条第二項を表表のは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

3 (略)

4

規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める 権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定によ と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項中「受給権者がその 項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」 の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過し 」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額 該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。 数が二百四十未満であつたときは、第四十三条第三項の規定により当 条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時 (その権利を取得し 生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四 条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に 算して一月を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三 る老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起 た当時」と、「第四十三条の規定」とあるのは「附則第九条の三第三 た当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 前項の規定により老齢厚

るのは「報酬比例部分の額」と、 則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 る改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律 法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和 額 報酬比例部分の額)」と読み替えるものとする。 附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若 は平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法 十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しく の二第一項、 六十年改正法」という。) 附則第八十二条第一項若しくは第八十三条 しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあ おその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定によ (平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。) 附 第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、 (以下この条において「報酬比例部分の額」という。)から」と、 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりな 「同項に定める額)」とあるのは「 国民年金

5 (略)

第九条の四 (略

2

3 この場合において、第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とある る額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、 らの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定す 老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。 された附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これ のは「附則第九条及び第九条の四第一項においてその例によるものと 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 (略) 附則第八条の規定による

> 例部分の額)」と読み替えるものとする。 第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは 改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年 十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。) 附則第九 前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律 (平成 効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正 の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその 法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和 額 八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは 六十年改正法」という。) 附則第八十二条第一項若しくは第八十三条 十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第 報酬比例部分の額」と、 第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、 (以下この条において「報酬比例部分の額」という。) から」 「同項に定める額)」とあるのは「報酬比 国民年金 ڔ

5 (略

第九条の四 略

2

(略)

3 る額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、 らの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定す された附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これ この場合において、第四十四条第一項中「第四十三条の規定」とある のは「附則第九条及び第九条の四第一項においてその例によるものと 老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、 附則第八条の規定による

部分の額」と、「同項に定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額 二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正 おい 第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例 法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第 条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正 るものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三 する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」と)」と読み替えるものとする 規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四 第十八号。以下「平成十二年改正法」という。) 附則第九条第一項の いう。) 附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第一項、 十二条第二項、 六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有す 「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条に 項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条 報酬比例部分の額」という。)から」と、「第百三十二条第 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律 昭和

4 (略)

のは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得条第一項中「受給権者がその権利を取得を助した当時(当該一月を経過した当時」とあるのは「附則第九条の工第工項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月をとあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年とあるのとされた附則第九条の四第四項の規定によりを齢厚生のは「これらの規定」と、「第四十四条の間の規定によりを齢厚とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」と、「同条」とあるとあるのとされた附則第九条の二第二項の規定によりを齢厚はいる。

読み替えるものとする 」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の 三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又 とされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条 改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するもの する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」と 二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正 おいて「報酬比例部分の額」という。 額」と、「同項に定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額)」と は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項 定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十 よりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規 号。以下「平成十二年改正法」という。) 附則第九条第一項の規定に 第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八 いう。) 附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年 同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この条に)から」と、「第百三十二条第

4 (略)

5

のは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得とあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例にとあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例にとあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年生金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四年のは「これらの規定」と、「同条」とあるとあるのは「対別第九条の四第四項の規定によりを齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四年の規定は、前項の規定によりを齢厚

年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十 二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部 」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額 (以下こ 酬比例部分の額」と、 法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二 年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。) 附則第九条第 第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十二 を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の 法」という。)附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二第 の条において「報酬比例部分の額」という。) から」と、「第百三十 規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額 年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月 分の額)」 十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報 を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正 を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生 一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正 二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力 と読み替えるものとする 「同項に定める額)」とあるのは「 報酬比例部 項

6 (略

による老齢厚生年金については、適用しない。第十条の二(第四十六条第一項及び第五項の規定は、附則第八条の規定

第十一条の五 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢

)」と読み替えるものとする。 部分の額」と、 第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例 法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第 条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正 規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四 るものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三 法」という。)附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和 を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正 二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部 の条において「報酬比例部分の額」という。) から」と、「第百三十 」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額 (以下こ 規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額 を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に 年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月 した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生 第十八号。以下「平成十二年改正法」という。) 附則第九条第一項の 十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十二年法律 六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有す 一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条 「同項に定める額)」とあるのは「報酬比例部分の額

6 (略)

| による老齢厚生年金については、適用しない。 | 第十条の二 第四十六条第一項及び第四項の規定は、附則第八条の規定

第十一条の五 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢

一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは、「附則第十厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第二

み替えるものとする。

年金については、適用しない。第十二条 第四十四条の三の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生

第十三条 (略)

ては、第百三十三条の規定は適用しない。
条において同じ。)の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についよりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下このの三まで、第十一条の四第二項及び第三項又は第十一条の六の規定に2 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十一条から第十一条

3 · 4 (略)

第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢第十三条の三 附則第七条の四の規定は、附則第八条の規定による老齢年金によるのとが関係を有する者である場合に係る解散基金に係る代行部分について準用する。このでは、とあるのは、受給権を有する者が必要をできる。

一条から第十一条の三まで又は第十一条の四第二項及び第三項」と読項第二号中「第四十六条第一項及び第四項」とあるのは、「附則第十厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第二

第十二条 削除

み替えるものとする。

第十三条 (略)

ては、第百三十三条第一項の規定は適用しない。
条において同じ。)の受給権者に基金が支給する老齢年金給付についよりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下このの三まで、第十一条の四第二項及び第三項又は第十一条の六の規定に2 附則第八条の規定による老齢厚生年金(附則第十一条から第十一条

3・4 (略)

第十三条の六 (略)

第十三条の六

(略)

2 被保険者であつた期間の全部又は一部が基金の加入員であつた期間 3 を除く。)」とする。

2

十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。 二項第二号中「第四十六条第一項及び第五項」とあるのは、「附則第齢厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第3 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老

~8 (略)

十三条の六第一項及び第二項」と読み替えるものとする。 一項第二号中「第四十六条第一項及び第四項」とあるのは、「附則第一職厚生年金について準用する。この場合において、附則第七条の四第3 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老

4~8 (略)

た期間(以下この項において「改定対象期間」という。)を除く。」「加入員であつた期間(」とあるのは「加入員であつた期間(当該受所則第十三条の四第五項若しくは第六項」と、第百三十二条第二項中所則第二号中「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は結権者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十一条第一第十三条の七 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受

「附則第十三条の七第一項において読み替えられた前条第二項」とす算した額を含む。)」と、第百三十三条中「前条第二項」とあるのはを減じた額(改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額

て読み替えられた第百三十二条第二項」とする。
第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項においる老齢年金給付については、第百三十三条の二第二項及び第三項中「おびにおいて読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一2 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金(第四十六条第

2

老齢年金給付については、第百三十三条の規定は適用しない。のに限る。以下この条において同じ。)の受給権者に基金が支給するを除く。)の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているも3 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金(前条(第四項

4~6 (略)

第十三条の八 (略)

2~4 (略)

及び第二項」と読み替えるものとする。 5 附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老 の場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「会給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「受給権者」とあるのは「附則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老

- て読み替えられた第百三十二条第二項」とする。第百三十二条第二項」とあるのは、「附則第十三条の七第一項においる老齢年金給付については、第百三十三条の二第二項及び第三項中「四項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一四項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一
- 老齢年金給付については、第百三十三条第一項の規定は適用しない。のに限る。以下この条において同じ。)の受給権者に基金が支給するを除く。)の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているも3.附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金(前条(第四項

4~6 (略)

第十三条の八 (略)

2~4 (略)

及び第二項」と読み替えるものとする。 第四十六条第一項及び第四項」とあるのは「附則第十三条の六第一項 の場合において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受 給権者」とあるのは「受給権を有する者」と、同条第二項第二号中「 会において、附則第七条の四第一項から第四項までの規定中「受 齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る代行部分について準用する。こ が則第七条の四の規定は、附則第十三条の四第三項の規定による老

(併給の調整の特例)

その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 とあるのは「並びに障害基礎年金 (その受給権者が六十五歳に達して 中「遺族厚生年金を」とあるのは「遺族厚生年金 (その受給権者が六 とする。 権者が六十五歳に達しているものに限る。 済年金及び当該遺族厚生年金」とあるのは「退職共済年金 (その受給 の受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)、障害基礎年金(加年金、障害基礎年金」とあるのは「老齢基礎年金及び付加年金(そ 六十五歳に達しているものに限る。) を」と、「老齢基礎年金及び付 族共済年金 (その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)」 いるものに限る。)」と、「及び遺族共済年金」とあるのは「及び遺 十五歳に達しているものに限る。)を」と、「並びに障害基礎年金」 「老齢厚生年金を」とあるのは「老齢厚生年金(その受給権者が 第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、)及び当該遺族厚生年金」 「退職共 同項

(遺族厚生年金の額の特例)

第十七条の二 項中「受給権を有する配偶者」とあるのは、「受給権を有する配偶者 (六十五歳に達している者に限る。 第六十条第一項の規定の適用については、 とする。 当分の間、 同

2 第六十条第二項の規定の適用については、当分の間、 同項第一号イ

> 第十五条 第三十八条の二の規定の適用については、 かつ、六十五歳に 当分の間、 同条第

達しているものに限る」とする。

項中「有するものに限る」とあるのは、

「 有し、

(併給の調整の特例

第十七条 年金(その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。 金 (その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。)、障害基礎 及び付加年金、障害基礎年金」とあるのは「老齢基礎年金及び付加年 給権者が六十五歳に達しているものに限る。) 」と、「老齢基礎年金 中「並びに障害基礎年金」とあるのは「並びに障害基礎年金 (その受 第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、)」とする 同項

とする。中「被用者年金各法」とあるのは、「被用者年金各法その他の法令」

(遺族厚生年金の額の改定の特例)

(平均標準報酬月額の改定)

第十七条の四 (略)

第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、船者であつた期間」という。)の平均標準報酬月額の計算の基礎となる以下この項及び附則第十七条の九第一項において「船員保険の被保険の被保険者であつた期間(の被保険者であつた期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険

(平均標準報酬月額の改定)

第十七条の二 (略)

2

四十三条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第以下この項において「船員保険の被保険者であつた期間(による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間(による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であつた期間(部和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険

準用する。 率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第

- の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応する標準報酬月額に、附則別表第二十条第一項第一号及び改正前の第四時、以下この項及び附則第十七条の九第三項において同じ。)の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項が標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項が標準報酬月度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応

の場合において、前項ただし書の規定を準用する。区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。こ間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の

- の標準報酬月額については、この限りでない。 により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月 正する法律(昭和六十年法律第百五号)附則第三十二条第一 欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を 適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、 項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧 酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第 の項において同じ。 則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。 生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成八年法律第八十二号) 附 乗じて得た額とする。 ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間(厚)の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報 附則別表第二の上 項の規定 以下こ

じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

5 除く。)の平均標準報酬月額が七万四百七十七円 (当該被保険者であ 有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第 及び平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を た昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項 附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ 正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法 条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改 する。ただし、第百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八 のとする。次項において同じ。) に満たないときは、これを当該額と 十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるも た額 (その額に五十銭未満の端数が生じたとき、これを切り捨て、五 でに生まれた者であるときは六万九千四百九円とし、その者が昭和十 項及び第二項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者を 百三十二条第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない 六万九千九百八円とする。次項において同じ。) に改定率を乗じて得 つた者が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千百 一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは 二十五円とし、その者が昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日ま 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者 (第七十八条の六第一 5

れた期間以外の期間の平均標準報酬月額が七万四百七十七円に改定率条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定が行わは、平成十五年四月一日前の被保険者であつた期間のうち、第七十八、又は決定された者に係る平均標準報酬月額を計算する場合において、第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬が改定され

める率を乗じて得た額とする。

三十二条第二項の規定を適用する場合においては、この限りでない。 するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百 び平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有 昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項及 則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた 法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附 る。ただし、第百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八条 円に切り上げるものとする。) に満たないときは、これを当該額とす れを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一 改定率を乗じて得た額 (その額に五十銭未満の端数が生じたとき、こ 月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八円とする。 万九千四百九円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四 年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六 七万四百七十七円 (当該被保険者であつた者が昭和十年四月一日以前 第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正 に生まれた者であるときは六万九千百二十五円とし、その者が昭和十 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者の平均標準報酬月額が

ただし書の規定を準用する。額を当該期間の各月の標準報酬月額とする。この場合において、前項を乗じて得た額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該

7 (略)

8 第二項及び平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、 の六第一項の規定による改定前の標準報酬月額の総額を、 額については、 条第一項に規定する平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月 年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三 定により第二号改定者の標準報酬月額の改定が行われた場合における 年四月一日前の期間である場合であつて、第七十八条の六第一項の規 たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。 とされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条 十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、 十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六 二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するもの 基金の加入員たる被保険者であつた期間の全部又は 加入員たる被保険者であつた期間の各月の第七十八条 昭和六十年改正法附則第八 部が平成十五 当該加入員 平成十

条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号系第一項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「第百三十二条第二第十七条の五 第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同

6

(略)

定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正すよりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第八十三条第一項の規定には第八十三条の二、昭和六十年改正法別とあるのは、「第百三十二条第二9年、第一項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「第百三十二条第二第十七条の三 第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同

三条第一項若しくは第二十四条第一項」とする。
、十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和とされた平成十二年改正法第四条の規定によりなおその効力を有するもの改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」

は「同条第二項の規定による改定前の標準賞与額」とする。
項の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」とあるの項中「各月の標準報酬月額」とあるのは「各月の第七十八条の六第一報酬の改定が行われた場合における前項の規定の適用については、同業計算の規定の通用については、同額を持続できます。

第十七条の七 (略)

(第一号改定者の特例)

者であつた期間とみなされた期間を有する者」とする。
一段者であつた者又は附則第四条若しくは他の法令の規定により被保険間、同項中「又は被保険者であつた者」とあるのは、「若しくは被保第十七条の八(第七十八条の二第一項の規定の適用については、当分の

者であつた期間の月数で除して得た額とする。十三条第一項の規定にかかわらず、加入員たる被保険者であつた期間十三条の二第二号並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二第二号並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二第十七条の四 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号及び第八

十七条の五 (略)

(対象期間標準報酬総額の計算の特例)

該各号に定める率を乗じて計算する。 額に、附則別表第一の各号に掲げる当事者の区分に応じてそれぞれ当にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間については、第七十八条の三第一項の規定第十七条の九 対象期間標準報酬総額を計算する場合において、船員保

- を用いては、この限りでない。 を用いた関目に属する旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する別の三第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の公の三第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間ののの三第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各種である。ただし、国家の対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以

件等の特例) (標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の支給要

条第二号、第九条の二第二項第一号、第九条の三第一項、第二十八条が改定され、又は決定された者に対する保険給付について、附則第八第十七条の十一第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬

除く。)」とする。 者期間」とあるのは、「被保険者期間(離婚時みなし被保険者期間をはその例による場合を含む。)を適用する場合においては、「被保険十九条第一項の規定(他の法令において、これらの規定を引用し、又の二第一項、第二十八条の三第一項、第二十八条の四第一項及び第二

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

第二十八条の二 被保険者期間が一年以上である者について、 場合にあつては、この限りでない ಭ | 二第二項第二号 (附則第九条の三第一項及び第三項 (同条第五項にお Ιţ その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定 項及び附則第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。 法律による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者 める期間(以下「旧共済組合員期間」という。)のうちに昭和十七年 済組合令 (昭和十五年勅令第九百四十七号) に基づく旧陸軍共済組合 いてその例による場合を含む。) 並びに第九条の四第一項 (次条第二 であつた期間とみなす。 ただし、第四十三条第一項及び附則第九条の 六月から昭和二十年八月までの期間がある場合においては、当該期間 (第四号を除く。) 及び第六十条第一項又は第二項の規定を適用する)及び第四項(附則第九条の四第六項においてその例による場合を含)においてその例による場合を含む。)並びに第五十八条第一項 その者の老齢又は死亡に関し支給する保険給付については、この 旧陸軍共

2 (略)

第二十八条の四((略)(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

(旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間に関する特例)

第二十八条の二 被保険者期間が一年以上である者について、 む。)においてその例による場合を含む。 項及び附則第二十八条の四第二項においてその例による場合を含む。 いてその例による場合を含む。) 並びに第九条の四第一項(次条第二 二第二項第二号 (附則第九条の三第一項及び第三項 (同条第五項にお であつた期間とみなす。 ただし、第四十三条第一項及び附則第九条の は、その者の老齢又は死亡に関し支給する保険給付については、この める期間 (以下「旧共済組合員期間」という。) のうちに昭和十七年 その他政令で定める共済組合の組合員であつた期間であつて政令で定 済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済組合 ては、この限りでない。 法律による坑内員たる被保険者及び船員たる被保険者以外の被保険者 六月から昭和二十年八月までの期間がある場合においては、当該期間 (第四号を除く。) 及び第六十条第一項の規定を適用する場合にあつ 及び第四項 (附則第九条の四第六項においてその例による場合を含)並びに第五十八条第一 旧陸軍共 項

2 (略)

第二十八条の四((略)(旧共済組合員期間を有する者の遺族に対する特例遺族年金の支給)

3 される遺族厚生年金とみなす。 適用については、第五十八条第一項第四号に該当することにより支給 項並びに第六十四条の三を除く。) 及び国民年金法第二十条の規定の 特例遺族年金は、この法律(第五十八条、第六十条第一項及び第二

> 2 (略)

3 は、第五十八条第一項第四号に該当することにより支給される遺族厚 十条第一項を除く。) 及び国民年金法第二十条の規定の適用について 特例遺族年金は、この法律(第三十八条の二、第五十八条及び第六

生年金とみなす。